

○いとしま応援プラザ条例施行規則

平成23年 3 月29日

規則第 5 号

改正 平成26年 2 月28日規則第 4 号

平成28年 3 月29日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、いとしま応援プラザ条例（平成23年糸島市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第7条の規定によりいとしま応援プラザ（以下「応援プラザ」という。）の指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、いとしま応援プラザ指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し（非法人にあっては、当該団体の規約又はこれらに相当する書類）
- (2) 登記事項証明書（非法人にあっては、当該団体の代表者の身分証明書）
- (3) 条例第6条に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 当該指定管理者の指定の申請を行う日の属する事業年度（以下「現事業年度」という。）の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (5) 現事業年度の前の事業年度（以下「前事業年度」という。）の事業報告書及び収支計算書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- (6) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録）
- (7) 役員名簿（氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別が記載されたもの）及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (9) 前事業年度の国税及び地方税の納税証明書（非法人にあっては、当該団体の代表者の納税証明書）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平26規則4・一部改正)

(選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定したときは、いとしま応援プラザ指定管理者候補団体選定結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(指定の通知)

第4条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、いとし

ま応援プラザ指定管理者指定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 指定管理者の指定を受けたものは、市長と応援プラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 応援プラザの施設及び設備の維持管理に関する事項
- (3) 応援プラザの管理に係る経費に関する事項
- (4) 条例第6条に規定する業務に係る事業報告書及び業務報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (6) 応援プラザの管理の業務に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第6条 条例第10条の規定による事業報告書は、いとしま応援プラザ指定管理者事業報告書(様式第4号)によらなければならない。

(納税証明書の提出)

第7条 指定管理者は、毎事業年度終了後2月以内に、第2条第9号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等の通知)

第8条 条例第12条第1項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止は、いとしま応援プラザ指定管理者指定取消し(停止)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 指定管理者は、第2条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、いとしま応援プラザ指定管理者申請事項変更届(様式第6号)に変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該指定管理者による管理を継続することの適否について審査しなければならない。

(利用の申請)

第10条 応援プラザの施設の利用の申請(以下「利用の申請」という。)は、次に定めるところによる。

- (1) 利用の申請は、利用しようとする日の3月前から前日まで受け付けるものとする。
ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市が主催若しくは共催する行事又は指定管理者が応援プラザの設置目的を達成するために開催する行事に係る利用の申請は、利用しようとする日の12月前から受け付けることができる。

(利用の許可)

第11条 条例第16条の規定による応援プラザの施設の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、いとしま応援プラザ利用許可申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、利用の許可をするときは、いとしま応援プラザ利用許可通知書（様式第8号。以下「許可通知書」という。）を当該利用の申請をした者に交付するものとする。

3 指定管理者は、利用の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

(利用の中止)

第12条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用を中止しようとするときは、いとしま応援プラザ利用中止届（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

(原状回復)

第13条 指定管理者は、条例第20条第1項の規定により原状を回復したときは、速やかに市長に届け出て点検を受けなければならない。

2 利用者は、条例第20条第2項の規定により原状を回復したときは、速やかに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(利用料金の徴収)

第14条 応援プラザの施設の利用料金は、許可通知書を交付する際に徴収する。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(利用料金の還付)

第15条 条例第22条ただし書の規定による利用料金の還付については、別表第1に定めるところによる。

(利用料金の減免)

第16条 条例第23条の規定による利用料金の減免については、別表第2に定めるところによる。

2 条例第23条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、いとしま応援プラザ利用料金減免申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、減免を決定したときは、いとしま応援プラザ利用料金減免決定通知書（様式第11号）により、当該減免の申請をした者に通知するものとする。

(破損等の届け出)

第17条 指定管理者は、応援プラザの施設若しくは設備又は展示作品等を破損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 利用者又は応援プラザの入館者は、応援プラザの施設若しくは設備又は展示作品等を破損し、又は滅失したときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 応援プラザの指定管理者の指定及び応援プラザの管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成26年2月28日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第15条関係)

利用料金の還付

区分	還付割合
1 利用者の責めによらない事由のため利用できないとき。	全額
2 利用者が利用の取りやめを申し出たとき。 (1) 利用日の5日前まで (2) 利用日の前日まで	全額 8割相当額

備考 還付の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2 (第16条関係)

利用料金の減免

区分	減免割合
1 市が主催する行事に利用するとき。	全額
2 指定管理者が応援プラザの設置目的を達成するために開催する行事に利用するとき。	全額
3 市が共催する行事に利用するとき。	5割相当額
4 市が後援し、又は賛助する行事に利用するとき。	2割相当額
5 その他市長が特に必要と認めるとき。	相当額

備考 減免の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

いとしま応援プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

糸島市長 様

所在地
団体名
ふりがな
代表者氏名 印
生年月日
性別 男・女
電話

いとしま応援プラザの指定管理者の指定を受けたいので、いとしま応援プラザ条例第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、暴力団を利用することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会されることに同意します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為の写し（非法人にあっては、当該団体の規約又はこれらに相当する書類）
- (2) 登記事項証明書（非法人にあっては、当該団体の代表者の身分証明書）
- (3) 条例第 6 条に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 当該指定管理者の指定の申請を行う日の属する事業年度（以下「現事業年度」という。）の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (5) 現事業年度の前の事業年度（以下「前事業年度」という。）の事業報告書及び収支計算書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- (6) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録）
- (7) 役員名簿（氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別が記載されたもの）及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (9) 前事業年度の国税及び地方税の納税証明書（非法人にあっては、当該団体の代表者の納税証明書）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

いとしま応援プラザ指定管理者候補団体選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けのいとしま応援プラザに係る指定管理者の指定の申請について、いとしま応援プラザ条例第8条の規定により選定した結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1 選定の結果 選定 ・ 非選定

2 非選定の理由

3 選定された団体への注意

この通知は、いとしま応援プラザの指定管理者の候補団体として選定したことを通知するものです。指定管理者の指定は、議会の議決を経た後となります。従って、この通知は、指定管理者の指定について、何ら約束するものではありません。

様式第3号(第4条関係)

いとしま応援プラザ指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けのいとしま応援プラザに係る指定管理者の指定の申請について、貴団体を指定管理者として指定しますので、いとしま応援プラザ条例施行規則第4条の規定により、通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の所在地
- 3 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記の施設の管理については、本市の条例、規則等に定めるもののほか、詳細については、協議のうえ、協定により定めるものとします。

様式第4号(第6条関係)

いとしま応援プラザ指定管理者事業報告書

年 月 日

糸島市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

いとしま応援プラザの管理の業務について、いとしま応援プラザ条例第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 いとしま応援プラザの利用及び維持管理の状況に関する事項
- 2 いとしま応援プラザの利用料金の収入実績に関する事項
- 3 いとしま応援プラザの管理に係る経費の状況に関する事項
- 4 いとしま応援プラザ条例第4条に規定する事業の実績に関する事項
- 5 その他市長が必要と認める事項

様式第5号(第8条関係)

いとしま応援プラザ指定管理者指定取消し(停止)通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日 第 号によるいとしま応援プラザの指定管理者の指定について、いとしま応援プラザ条例第12条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定の区分 指定の取消し ・ 業務の停止
- 2 指定の取消し年月日 年 月 日
- 3 業務の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 停止対象業務
- 5 指定の取消し又は業務の停止の理由

<審査請求等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第9条関係)

いとしま応援プラザ指定管理者申請事項変更届

年 月 日

糸島市長 様

所在地
団体名
代表者氏名 印
電話

年 月 日 第 号により指定を受けたいとしま応援プラザに
係る指定管理者の指定に関し申請時の届出事項に変更が生じたので、いとしま応援プラザ
条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変更後	変更前

2 添付書類(変更の事実を証する書類)

様式第7号 (第11条関係)

いとしま応援プラザ利用許可申請書

年 月 日

いとしま応援プラザ
指定管理者 様

住所
ふりがな
氏名
生年月日
性別
電話

いとしま応援プラザの施設を利用したいので、いとしま応援プラザ条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

利 用 す る 施 設	☐ インキュベート室① ☐ インキュベート室② ☐ 起業家共同利用室（デスク　台） ☐ 展示販売室（展示販売スペース　　　　 m²・展示棚　　　区画） ☐ イベントルーム
利 用 者 の 要 件	☐ コミュニティビジネスの起業家 コミュニティビジネスの内容（　　　　　　　　　　　） ☐ 芸術文化活動者 芸術文化活動の内容（　　　　　　　　　　　） 芸術文化活動の活動拠点（　　　　　　　　　　　）
利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日（　　）　時 分から 年 月 日（　　）　時 分まで
利 用 料 金	
入 場 料 等	☐ 有　　　具体的な内容（　　　　　　　　　　　） ☐ 無
備 考	

添付書類

- 1 事業計画書（インキュベート室又は起業家共同利用室を利用する場合に限る。）
- 2 その他市長が必要と認める書類

注 暴力団を利用することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会
する等の調査をする場合があります。

様式第8号(第11条関係)

いとしま応援プラザ利用許可通知書

年 月 日

様

いとしま応援プラザ
指定管理者

年 月 日付けで申請のあったいとしま応援プラザの施設の利用について、下記のとおり許可しますので、いとしま応援プラザ条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

記

許 可 番 号	
利 用 す る 施 設	
利 用 者 の 要 件	☐ コミュニティビジネスの起業家 コミュニティビジネスの内容 () ☐ 芸術文化活動者 芸術文化活動の内容() 芸術文化活動の活動拠点()
利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利 用 料 金	
入 場 料 等	☐ 有 () ☐ 無
許 可 の 条 件	

様式第9号(第12条関係)

いとしま応援プラザ利用中止届

年 月 日

いとしま応援プラザ
指定管理者 様

住所
氏名 印
電話

いとしま応援プラザの施設の利用を 年 月 日をもって中止しますので、
いとしま応援プラザ条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利 用 中 止 の 理 由	
添 付 書 類	いとしま応援プラザ利用許可通知書の写し

様式第10号(第16条関係)

いとしま応援プラザ利用料金減免申請書

年 月 日

いとしま応援プラザ
指定管理者 様

住所
氏名 印
電話

いとしま応援プラザの利用料金の減免を受けたいので、いとしま応援プラザ条例施行規則第16条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可番号	
許可年月日	年 月 日
利用施設	
利用目的	
利用期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
利用料金	
減免の理由 (該当する理由に○を付けてください。)	1 市が主催する行事に利用するため。 2 指定管理者が応援プラザの設置目的を達成するために開催する行事に利用するため。 3 市が共催する行事に利用するため。 4 市が後援し、又は賛助する行事に利用するため。 5 その他 ※具体的な理由を記入してください。 ()
減免割合	
減免額	
減免後の利用料金	

様式第11号(第16条関係)

いとしま応援プラザ利用料金減免決定通知書

年 月 日

様

いとしま応援プラザ
指定管理者

年 月 日付で申請のあったいとしま応援プラザの利用料金の減免について、下記のとおり決定しましたので、いとしま応援プラザ条例施行規則第16条第3項の規定により通知します。

記

許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設	
利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
利 用 料 金	
減 免 の 理 由	1 市が主催する行事に利用するため。 2 指定管理者が応援プラザの設置目的を達成するために開催する行事に利用するため。 3 市が共催する行事に利用するため。 4 市が後援し、又は賛助する行事に利用するため。 5 その他()
減 免 割 合	
減 免 額	
減 免 後 の 利 用 料 金	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平26規則 4 ・ 全改)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平28規則22 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

(平28規則22 ・ 一部改正)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第11条関係)

(平26規則 4 ・ 全改)

様式第 8 号 (第11条関係)

様式第 9 号 (第12条関係)

様式第10号 (第16条関係)

様式第11号 (第16条関係)

(平28規則22 ・ 一部改正)